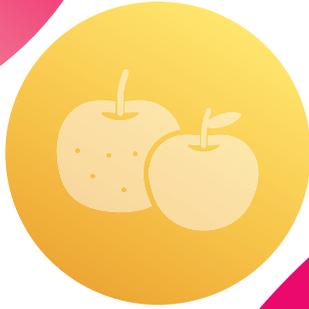


果樹共済



▲組合HPはこちら



©群馬県 ぐんまちゃん
00090-10

群馬県農業共済組合



ノーサイくん

～農業保険への加入をおすすめします～

『果樹共済』は台風、ひょう害等の自然災害、火災、病虫害および鳥獣害などの不慮の災害等による損失を補てんできる制度です。また、青色申告を実施している方は、価格低下を始めとする、ほとんどのリスクを補てんできる『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため『果樹共済』または『収入保険』への加入をおすすめします。

加入できるのは？

りんご・なしを栽培している農家が加入できます。

加入には、早生品種・中生品種・晩生品種ごとに5アール以上の栽培面積が必要です。

※一部園地のみは加入はできません。

どんな災害が対象になるの？



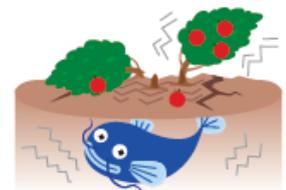
風水害



ひょう害



凍霜害



地震の害



火災



病虫害



鳥獣害

風水害、ひょう害、凍霜害、その他の気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病虫害、鳥獣害が対象となります。

どんな加入方式があるの？

ぜんそうさいげんしゅうほうしき

全相殺減収方式

- 出荷資料・確定申告関係書類により収穫量の減収を把握し、損害を査定する方式です。
※加入するためには、出荷資料・確定申告関係書類のいずれかの書類が必要になります。

共済金額（補償金額）	付保割合（支払開始割合）
標準収穫金額※ × 付保割合	70%（20%）・60%（30%）・50%（40%）

（※）標準収穫金額…過去5か年分の出荷資料等から計算された標準収穫量に、1kg当たりの価額を乗じて算出したものです。

はんそうさいげんしゅうそうごうたんしゅくほうしき

半相殺減収総合短縮方式

- 樹園地ごとの収穫量を申告していただき、現地評価により減収を把握し、損害を査定する方式です。

共済金額（補償金額）	付保割合（支払開始割合）
標準収穫金額※ × 付保割合	70%（30%）・60%（40%）・50%（50%）

（※）標準収穫金額…品種・樹齢等に応じて計算された標準収穫量に、1kg当たりの価額を乗じて算出したものです。

※付保割合は、4割を下限として、選択した付保割合の範囲内で設定することができます。
※上記方式のほかに、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式、樹体共済があります。

共済責任期間は？



掛金はどれくらい？

共済掛金の2分の1に相当する金額を国が負担します。
また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割引されます。

$$\begin{aligned} \text{共済掛金} &= \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \\ \text{国庫負担共済掛金} &= \text{共済掛金} \times 50\% \\ \text{農家負担共済掛金} &= \text{共済掛金} - \text{国庫負担共済掛金} \end{aligned}$$

共済掛金率の平均

方式 品目	全相殺減収方式	半相殺減収総合短縮方式
りんご	4.10%	2.94%
なし	8.67%	7.49%

【りんご】共済金額100万円で試算した掛金の目安

● 全相殺減収方式に加入した場合

共済掛金 41,000円	
農家負担共済掛金 20,500円(50%)	国庫負担共済掛金 20,500円(50%)

● 多目的ネットが設置されている場合

共済掛金 41,000円		
農家負担共済掛金 13,325円(32.5%)	国庫負担共済掛金 13,325円(32.5%)	多目的ネット割引 14,350円(35%)

● 半相殺減収総合短縮方式に加入した場合

共済掛金 29,400円	
農家負担共済掛金 14,700円(50%)	国庫負担共済掛金 14,700円(50%)

● 多目的ネットが設置されている場合

共済掛金 29,400円		
農家負担共済掛金 9,555円(32.5%)	国庫負担共済掛金 9,555円(32.5%)	多目的ネット割引 10,290円(35%)

【なし】 共済金額100万円で試算した掛金の目安

● **全相殺減収方式**に加入した場合

共済掛金 86,700円	
農家負担共済掛金 43,350円(50%)	国庫負担共済掛金 43,350円(50%)

● 多目的ネットが設置されている場合

共済掛金 86,700円		
農家負担共済掛金 21,675円(25%)	国庫負担共済掛金 21,675円(25%)	多目的ネット割引 43,350円(50%)

● **半相殺減収総合短縮方式**に加入した場合

共済掛金 74,900円	
農家負担共済掛金 37,450円(50%)	国庫負担共済掛金 37,450円(50%)

● 多目的ネットが設置されている場合

共済掛金 74,900円		
農家負担共済掛金 18,725円(25%)	国庫負担共済掛金 18,725円(25%)	多目的ネット割引 37,450円(50%)

【防災施設ごとの割引率】

【%】

樹種 \ 防災施設	防風 ネット	防ひょう ネット	防鳥 ネット	多目的 ネット	防霜 ファン	防蛾灯
りんご	5	—	—	35	5	—
なし	5	30	5	50	5	5

※複数の防災施設が設置してある場合は、合算した割引率が適用になります。

※一部樹園地に設置してある場合は、設置樹園地のみ割引対象となります。

※割引率を適用した樹園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されます。

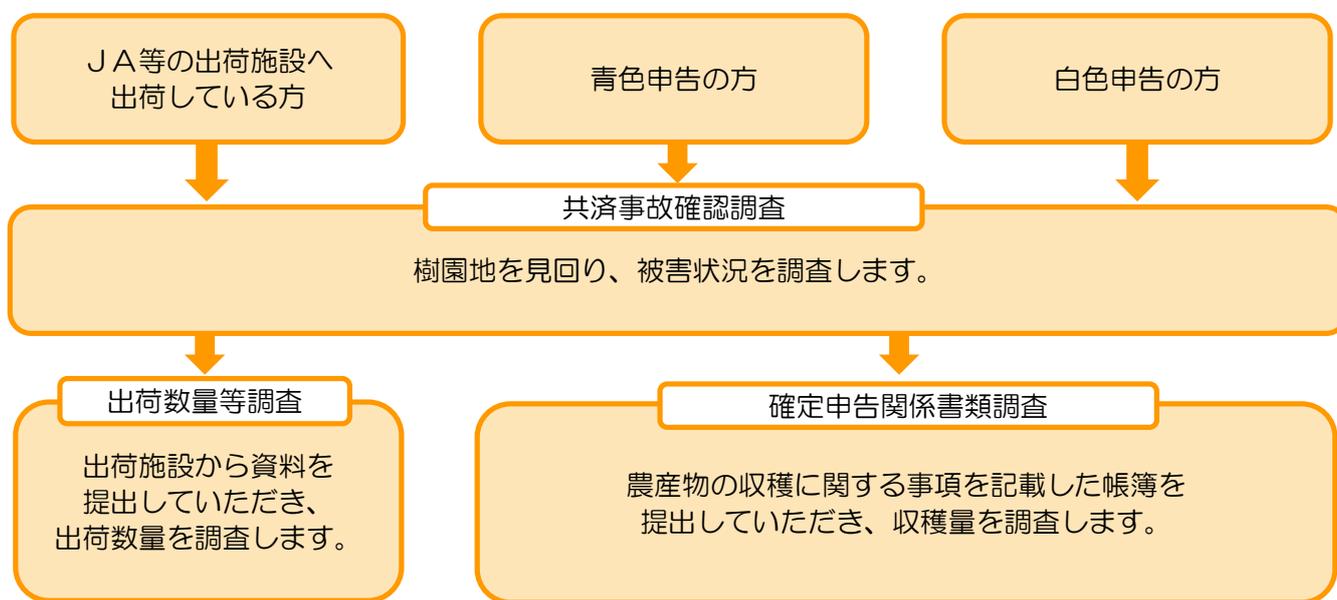
※共済掛金率は、過去の損害率により加入者ごとに設定されます。

被害が発生したら？

共済事故が発生したら **NOSAI** へ連絡してください。

損害評価方法

全相殺減収方式



※JA等の出荷団体やご自身が記帳した帳簿（税申告の元帳）の収穫量を提出していただき、損害を査定します。

半相殺減収総合短縮方式



①被害概況調査

被害発生の都度、被害地域の見回り等により、被害状況を調査し損害評価の準備を行います。

②収穫期着果数調査

収穫期に被害申告のあった樹園地の着果数の調査します。

③果実品質調査

収穫期着果数調査時に、着果している果実の品質について調査します。

④果実重調査

収穫期に調査樹園地の果実で、大きさが中庸と見られるものを20粒以上抽出し、平均果実重を調査します。

※損害評価の基準となる“基準収穫量”は、全樹園地の園地条件・肥培管理・隔年結果状況及び損害評価実績を加味し、決定します。

※品種ごとの収穫期に現地調査を行います。

共済金の計算は？

全相殺減収方式

提出された出荷資料等により、損害割合を算出し共済金を支払います。

【共済金支払例】共済金額 1,000,000円 で、損害割合50%の場合

$$\text{共済金}380,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合}38\%$$

損害割合	21	31	40	50	60	70	80	90	100
支払割合	1	14	25	38	50	63	75	88	100

※支払開始割合20%を選択した場合

半相殺減収総合短縮方式

類区分ごとの収穫量調査により、損害割合を算出し共済金を支払います。

【共済金支払例】共済金額 1,000,000円 で、損害割合50%の場合

$$\text{共済金}290,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合}29\%$$

損害割合	30	31	40	50	60	70	80	90	100
支払割合	0	1	14	29	43	57	71	86	100

※支払開始割合30%を選択した場合

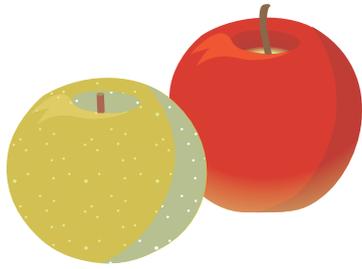
※共済金は「損害割合」に応じた「支払割合」によって算出されます。

分割評価

通常行うべきほ場管理や肥培管理が粗放または不十分である場合、病虫害防除や鳥獣害対策が適切に行われていない、もしくはその効果が低い場合は、分割評価基準に基づき評価を行い、この部分の減収量は共済事故として取り扱いません。

損害防止事業

NOSAIでは、被害未然防止を目的に、ご契約者に薬剤等の配布を行っています。



こんなときは、 NOSAIへ連絡をお願いします

- ◎樹園地に被害が発生したとき。
- ◎伐採、高接等樹園地の植栽内容に変更が生じたとき。
- ◎その他、加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。

果樹共済へのご加入にあたって

この説明書は、果樹共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業保険事業は、農家（以下「ご契約者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補って農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金はご契約者と国が拠出し、ご契約者が被害を受け減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。＊掛金と一緒に賦課金（事務手数料）をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- ご契約者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じてご契約者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- 経営移譲などにより、加入している共済の名義に変更が生じた場合は、届出が必要となります。何らかの事情により、名義を変更する事案が発生した場合は、まずは最寄りのNOSAIまでご連絡ください。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

連絡先

北支所

〒377-0203
 渋川市吹屋370 1階
 TEL.0279-26-2600
 FAX.0279-26-2601

中央支所

〒371-0847
 前橋市大友町1-3-12
 農業共済会館1階
 TEL.027-254-2070
 FAX.027-254-2077

東支所

〒373-0806
 太田市龍舞町589-3
 TEL.0276-47-5600
 FAX.0276-47-5601

西支所

〒370-0084
 高崎市菊地町563
 TEL.027-344-2181
 FAX.027-344-2184

本所

前橋市大友町1-3-12
 TEL.027-251-5631

家畜診療所

渋川市吹屋370 2階
 TEL.0279-26-9550

